

参議院憲法審査会會議録第四号

平成二十三年十二月九日(金曜日)
午前九時四十一分開会

委員の異動

十二月七日

友近 聡朗君
宇都 隆史君

補欠選任

大島九州男君
片山さつき君

十二月八日

福山 哲郎君

補欠選任

松浦 大悟君

出席者は左のとおり。

会長
幹事

小坂 憲次君
江田 五月君
鈴木 寛君
中村 哲治君
松井 孝治君
川口 順子君
中川 雅治君
西田 昌司君
魚住裕一郎君
江口 克彦君

委員

足立 信也君
大島九州男君
川上 義博君
今野 東君
芝 博一君
那谷屋正義君
直嶋 正行君
白 眞勲君
姫井由美子君
藤末 健三君

事務局側

憲法審査会事務局長
情野 秀樹君

藤原 正司君
前川 清成君
増子 輝彦君
松浦 大悟君
有村 治子君
磯崎 陽輔君
衛藤 晟一君
大家 敏志君
片山さつき君
中曾根弘文君
藤川 政人君
丸山 和也君
山谷えり子君
若林 健太君
白浜 一良君
谷合 正明君
西田 実仁君
松田 公太君
井上 哲士君
藤井 孝男君
福島みずほ君
亀井亜紀子君

本日の会議に付した案件

○憲法第九十六条の改悪反対、国民投票法施行の凍結に関する請願(第一二四号外九件)
○改憲に反対し、憲法九条を守り、二十一世紀の平和な世界へいかすことに関する請願(第二八五号)
○日本国憲法(占領憲法)に関する請願(第三〇五号)

○会長(小坂憲次君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

これより請願の審査を行います。
第一二四号憲法第九十六条の改悪反対、国民投票法施行の凍結に関する請願外十一件を議題といたします。

本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでございます。これらの請願につきましては、幹事会において協議の結果、いずれも保留とすることといたしました。以上のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○会長(小坂憲次君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。本日はこれにて散会いたします。午前九時四十二分散会

十二月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、憲法第九十六条の改悪反対、国民投票法施行の凍結に関する請願(第五三四号)(第六二五号)(第六二六号)

第五三四号 平成二十三年十二月一日受理
憲法第九十六条の改悪反対、国民投票法施行の凍結に関する請願

請願者 広島県福山市光南町二ノ三ノ四 児玉英夫 外四百五十一名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第六二五号 平成二十三年十二月二日受理
憲法第九十六条の改悪反対、国民投票法施行の凍結に関する請願

結に関する請願
請願者 広島県福山市御門町一ノ九ノ八 藤井達子 外五十二名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第六二六号 平成二十三年十二月二日受理
憲法第九十六条の改悪反対、国民投票法施行の凍結に関する請願

請願者 広島県福山市曙町五ノ九ノ一六 藤井恵美 外二百名
紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

平成二十三年十二月二十日印刷

平成二十三年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A